

別表

事業の種類			採択基準	市の補助率(対事業費) (千円未満切捨て)	摘 要
農地及び農業 用施設改良事業	市単独補助基 盤整備事業	農道整備事業 (舗装及び橋 梁を含む。)	(1) 受益面積 0.3ヘクタール以 上 (2) 延長 50メートル以上 (3) 幅員 3メートル以上	50%	事業費の採択基準は100千円以上8,000千円未満のものを 対象とする。
		水路	(1) 受益面積 0.3ヘクタール以 上 (2) 延長 20メートル以上	50%	
		ため池	受益面積 0.3ヘクタール以上	50% (85%※ ¹)	
		暗渠排水	受益面積 0.1ヘクタール以上	50%	
		小規模圃場整 備事業	受益面積 0.1ヘクタール以上 (ただし、団体営以上の改良が見 込まれる地域以外の地域)	50%	
		その他	受益面積 0.3ヘクタール以上	50%	
	県単農地有効利用支援整備 事業		県の事業認可を受けた事業	20%	土地改良区を事業主体として事業費100千円以上を対象と する。
	県単基幹水利施設緊急修繕 事業		県単基幹水利施設緊急修繕事 業実施要領による。	10%	土地改良区を事業主体とする。
	土地改良施設維持管理適正 化事業		国の土地改良施設維持管理適正 化実施要綱等による。	16%	土地改良区を事業主体とする。 (基幹水利施設補修比率按分)
	水利施設等保全高度化事業 (簡易整備型)		国の水利施設等保全高度化事業 実施要綱等による。	一般:20% 6法など:15%※ ²	土地改良区を事業主体として事業費2,000千円以上を対象 とする。
	農地耕作条件改善事業(地域 内農地集積型)		国の農地耕作条件改善事業実施 要綱等による。	一般:20% 6法など:15%※ ²	同上
	農業水路等長 寿命化・防災 減災事業	長寿命化対策	国の農業水路等長寿命化・防災 減災事業実施要綱等による。	一般:20% 6法など:15%※ ²	同上
		防災減災対策 の内ため池整 備	国の農業水路長寿命化・防災減 災事業実施要綱等による。	一般:24% 6法など:19%※ ²	同上
	土地改良施設突発事故復旧 事業		国の土地改良施設突発事故復旧 事業実施要綱等による。	一般:25% 中山間:22.5%※ ³	同上
災害復旧事業	小規模災害復旧事業		事業費が100千円以上400千円 未満	50%	
	国県補助のある災害復旧事業		県の農地・農業用施設災害復旧 事業補助金交付要綱による。	15%	災害復旧事業の暫定法に基づく補助率増高による金額を 上限とする。
管理体制整備促進事業			国の国営造成施設管理体制整備 促進事業実施要綱に準じる。	37.5% (50%※ ⁴)	補助率37.5%は国のガイドラインに準じる。
土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業			国の土地改良施設PCB廃棄物処 理促進対策事業実施要綱による	43%	土地改良区を事業主体とした事業を対象とする。 補助率43%は「地方公共団体の負担割合の指針」における 特定農業用管水路等特別対策事業に準じる。
終期			令和8年3月31日		

※1 防災上危険なため池整備の場合の補助率

※2 6法(離島、山振、半島、過疎、特農、豪雪)指定地域、急傾斜地畑地帯である場合の補助率

※3 中山間地域指定(5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域を指す)である場合の補助率

※4 対象施設の受益内担い手集積率が国の政策目標である80%を超えた場合、補助率を施設の管理に係る経費の50%へ嵩上げする。
 なお、担い手集積率は補助金交付申請時点のものとする。ただし、対象施設は西・東排水機場及び大井排水機場とする。